

地域医療振興協会シミュレーションセンター利用特別規程

(COVID-19 等の指定感染症流行に関する追加規程)

令和 2 年 3 月 26 日

第 2 版 令和 2 年 7 月 9 日

第 3 版 令和 2 年 7 月 16 日

本規程は COVID-19 等指定感染症の流行に伴い策定するものであり、全ての当センター利用者(職員を含む来訪者)に対し適用する。

本規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

本規程を改定し令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

1. 利用日から過去 2 週間以内で、海外渡航歴のある者は利用/参加できない。

※帰国日を含め 15 日目から参加可

[例：4 月 1 日(日曜)帰国の場合、4 月 15 日(日曜)開催日から利用可]

2. 利用日から過去 2 週間以内で、接待を伴う飲食店及び遊興施設, クラブ, ライブハウスを利用した者は利用/参加できない。

3. 所属施設において利用/参加について許可されている事が前提となる。

また COVID-19 等指定感染症に係り自宅待機や経過観察中の者は利用/参加できない。

4. 来館時及びセンター職員が必要と判断した時に適宜、検温を行う。

1) 37.0～37.5℃未満の者は、平熱との差異・当日の体調を併せて当方で利用可否を判断する。

2) 37.5℃以上の者は、利用/参加できない。

5. 感染症の兆候・症候(発疹、発熱、気道症状等) その他体調不良有る者は利用/参加できない。

6. マスクの持参・着用を必須とし、忘れた者は利用/参加できない。

7. 手技の合間や休憩時間等、こまめな手洗い・アルコール消毒に協力すること。

8. 弊センター利用日の前後において、利用者自身及び身边の方が指定感染症に罹患(疑いを含む)

及び濃厚接触者と判断された場合、速やかに弊センターまで情報を共有すること。提供された情報は厳重に管理し、検討の上、感染対策に必要な情報のみを関係する個人・施設へ通知し対応に役立てることとする。

9. 納付金について指定した期日以降は、いかなる場合も取り消し・返金不可。

その他、利用/参加不可等の指示判断に伴い発生した費用等について補償できない。

10. その他、センター職員の指示に従い、協力すること。

以上